

和歌山市稼げる観光コンテンツ創出支援事業 Q&A

No	質問	回答
1	公開プレゼンとは、どんな形式のものですか？事業者が行うプレゼンを他の事業者が見学できるということですか。それなら後でプレゼンをおこなう方が有利になるのでは？	公開プレゼンテーションの開催形式に関する質問について、指定の日時・場所で現地開催するもので、一般の見学者と同様に、他の事業者も見学することができます。 公開プレゼンテーションでは、2番目以降の事業者が有利になるのではないかという質問について、応募書類にある事業計画書（要綱別記様式第2号）は、応募事業の内容をすべて記載するものです。また、公開プレゼンテーションでは、応募書類の内容に関する疑問点等を評価員・外部アドバイザーから質問することで、評価員が応募書類を元を実施する採点をあくまで補完するものです。なお、公開プレゼンテーションの発表順は、応募期間終了後、抽選にて順番を決定する予定です。
2	来年度の事業には補助金はつかないのですか。	現行の制度内容において、補助金を交付するのは1回限りです。また、来年度以降の制度内容については、現在、未定ですが、今年度に採択された事業の自走化に向けた支援の方法について、制度の見直しも含め、今後、検討していきます。
3	委託費には上限はないのですか？	補助対象経費に計上できる委託費に上限はありません。なお、応募事業の主たる内容に関わる業務の委託はできません。応募者が主体的・中心的な役割を担い事業実施することが求められます。
4	景品代は（イベント参加者へのプレゼント）経費として認められますか。	景品代は補助対象外です。

5	単発のアルバイトでも雇用契約書を交わさないといけませんか。	雇用契約書を交わすことを必須とするものではないものの、実績報告時に提出する必要がある「収支に係る証拠書類」において、応募事業に係る経費であることを確認する書類として、雇用契約書や労働条件通知書の写しなど、雇用実態が分かる書類の提出を求める場合があります。
---	-------------------------------	---